

犬の飼い主の皆さんへ 〈集合狂犬病予防注射を行います〉

犬の飼い主には、「犬の登録をすること」と「犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせること」が狂犬病予防法により義務付けられています。

4月10日～12日に実施

町では、多くの飼い犬に狂犬病予防注射を受けていただくために、下表のとおり集合狂犬病予防注射を実施します。町内で犬をお飼いの方は、お近くの会場で狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせてください。会場では、狂犬病予防注射だけではなく、犬の登録も同時に受け付けますので、まだ犬の登録をしていない場合は、この機会に登録を済ませてください。

■日時・会場

期日	時間	会場
4月10日(火)	10:00～11:30	①上富第1区集会所
	13:00～14:30	②中央公民館駐車場
4月11日(水)	9:30～11:30	③北永井第2区集会所
	13:00～14:30	④藤久保第2区集会所
4月12日(木)	9:30～10:30	⑤藤久保第3区第1集会所
	11:00～12:00	⑥藤久保第4区第2集会所
	13:20～14:30	⑦竹間沢第1区集会所

■手数料(1頭につき)

	登録料	注射料	注射済票代	合計
登録済の犬	0円	2,750円	550円	3,300円
未登録の犬	3,000円	2,750円	550円	6,300円

●環境産業課環境対策係(☎218) ☎(274) 1052

●他市区町村より転入した犬(登録済の犬に限る)が注射を受ける場合、事前に鑑札を持参のうえ環境産業課環境対策係の窓口で登録事項変更の届出をしてください。

●犬の登録に変更があったとき(犬の所有者が変わった・犬の所在地が変わった・飼い犬の住所が変わった)は、町への登録事項変更届出が必要です。

●犬が死亡したときは、町への死亡届が必要です。(電話連絡可)

発症すると 死亡率ほぼ100%

狂犬病は、人を含めたほ乳類に感染し、発症すれば治療法はなく、死亡率はほぼ100%です。世界中のほとんどの国や地域で発生し、毎年5万人以上が狂犬病で死亡しています。

日本では、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは狂犬病予防法によりすべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。海外から狂犬病を侵入させないためにも飼い犬には必ず年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。

予防注射に関して お願いと注意点

●犬の体を清潔にし、犬の首輪が抜けられないようにして、必ず犬をおさえられる人が連れてきてください。

●体調に異常のある犬は、必ず事前に申し出てください。

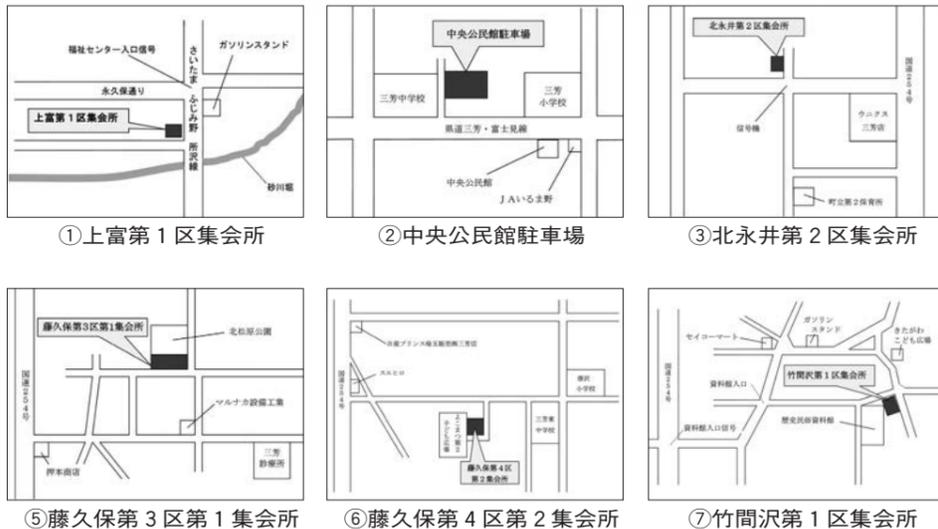
●獣医師による問診で、注射を見合わせる場合がありますのであらかじめご了承ください。

●1ヶ月以内に他の予防注射を受けた犬は注射を受けられませんが、海外に犬を連れて行く予定のある方、または既にマイクログチップを装着されている方は、注射の前に必ず申し出てください。

●まれに注射による副作用が起る場合があります。注射に際しては犬の体調に十分留意してください。

会場案内図

会場では、狂犬病予防注射だけでなく、犬の登録も同時に受け付けます。



引っ越しの季節です

〈転入・転出などの手続きを忘れずに〉

各種届出は住民課で受付。出張所では手続きはできませんのでご注意ください。

届出の種類	届出の期間	必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	①前に住んでいた市区町村から交付された転出証明書 ②国民年金加入者は年金手帳 ③各種手当等の受給証をお持ちの方は持参してください。 ※新たに国民健康保険に加入する方は、窓口でお話してください。なお、転入先の世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯の被保険者証を持参してください。
転出届	転出する前 ※転出証明書を交付します。転出先の住所を確かめてから届け出てください。	①国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、福祉医療費受給者証、障がい者手帳がある方は持参してください。 ②印鑑登録をしている方は印鑑登録証 ※世帯主が転出する場合で世帯員に国民健康保険加入者がいるときは、被保険者証を持参してください。
転居届	引っ越しをしてから14日以内	
世帯変更	変更があった日から14日以内	国民健康保険被保険者証、福祉医療費受給者証がある方は持参してください。

※代理人申請の場合は委任状が必要です。※届出に必要なものについては、個々により若干異なります。☎住民課(☎142～144) ☎274-1101

- 利用できる人：本人または同一世帯の家族
- 予約方法：原則金曜日の午前9時から午後4時まで、電話で住民課へ申し込んでください。(金曜日が祝日の場合や年末年始の閉庁日は除きます。)
- 受取方法：土曜日および日曜日の午前8時30分から午後5時に、役場地下1階の日直室でお渡しします。(年末年始は除きます。)
- 必要なもの：本人を確認できるもの(運転免許証、パスポート、年金手帳、健康保険証など)、手数料(1通/200円)
- 申請できる証明書：住民票の写し、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し等(戸籍関係は、本籍地が三芳町の場合。それ以外は、本籍地に請求してください。)
- 申請方法：次の①～④を同封のうえ郵送してください。
- ①申請書：本籍地、筆頭者、住所、氏名、電話番号、必要書類
- 郵送で証明書等の申請ができます
- 申請できる証明書：住民票の写し、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し等(戸籍関係は、本籍地が三芳町の場合。それ以外は、本籍地に請求してください。)
- 申請方法：次の①～④を同封のうえ郵送してください。
- ①申請書：本籍地、筆頭者、住所、氏名、電話番号、必要書類

「身分証明書」の提示をお願いします。

各種証明書(住民票・戸籍等)を請求する際には、個人情報の保護や不正取得を防止するために、本人確認が法律上のルールとなっています。身分証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳等)の提示をお願いします。代理人申請の場合は、委任状の提出及び身分証明書が必要です。



- ②枚数、使用目的を明記
- ②返信用封筒：80円切手を貼付
- ③手数料：必要書類に要する額の定額小為替(郵便局で購入)
- ④本人確認書類等：運転免許証等のコピー

手続きは役場1階住民課で。不明な点は職員にお尋ねください。

〈協働のまちづくり『寺子屋』〉

4月から出張します!

教育文化グループは、今年度、寺子屋を藤久保2区集会所で開き、夏休みには藤久保児童館で宿題や卓球や折り紙などをしました。今までは少し違う活動を通して子どもたちの触れ合いの機会を増やしてきました。その中で感じるのは「こどもは付き合っている」という事実です。傍に居るだけでもいいですし、一緒に何かをしてくれる大人でも良いのです。

4月から活動を抜け、私達からこどもの居る場所へ出掛ける「出張寺子屋」となる予定です。

「問い合わせ先」教育文化グループ
代表藤崎070(6466)7124 又は役場・社会教育課(☎514)

